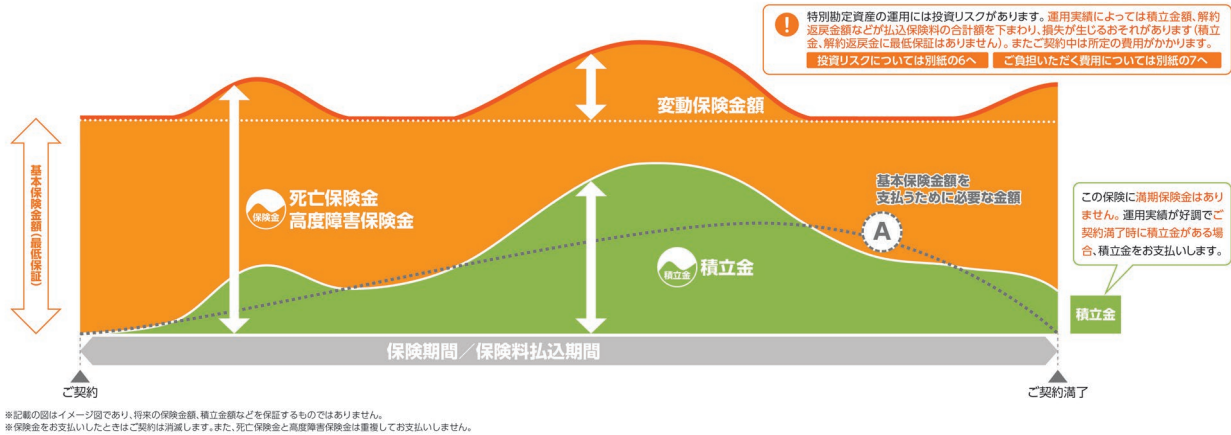


別紙

1. 商品のしくみ



4. ご契約の推移

- この保険は、保険金額、積立金額などが運用実績に応じて変動（増減）します。下記の推移表は、例示の運用実績が保険期間を通じて一定に推移したものと仮定して計算しています。将来のお支払額をお約束するものではありません。
- 例示の各運用実績は、諸費用控除後の年換算の運用利回りを表示しています。諸費用については、「7. その他の事項」をご確認ください。
- 運用実績（-3.0%、6.0%）は、下限または上限を示すものではありません。したがって、例示の運用実績を下まわる、もしくは上まわる場合があります。
- 例示の解約時受取金額は、解約控除の額を控除した金額を表示しています。

【ご契約例】 性別・年齢：男性・50歳、保険期間・保険料払込期間：100歳まで

基本保険金額：1億円、月払保険料198,700円（口座振替扱）

経過 年数 (年)	年齢 (歳)	保険料 累計額 (円)	運用実績							
			-3.0%の場合		0%の場合		3.0%の場合		6.0%の場合	
			死亡・ 高度障 害保険 金額 (万円)	解約時 受取金額 (円)	死亡・ 高度障 害保険 金額 (万円)	解約時 受取金額 (円)	死亡・ 高度障 害保険 金額 (万円)	解約時 受取金額 (円)	死亡・ 高度障 害保険 金額 (万円)	解約時 受取金額 (円)
1	51	2,384,400	10,000	0	10,000	0	10,000	0	10,000	0
3	53	7,153,200	10,000	2,131,158	10,000	2,349,900	10,000	2,575,527	10,000	2,808,148
5	55	11,922,000	10,000	5,547,130	10,000	6,131,800	10,000	6,759,683	10,018	7,433,376
10	60	23,844,000	10,000	13,010,662	10,000	15,169,800	10,000	17,736,948	10,198	20,787,895
15	65	35,766,000	10,000	17,151,046	10,000	21,634,100	10,000	27,548,484	10,608	35,366,028
20	70	47,688,000	10,000	19,859,857	10,000	27,184,900	10,000	37,937,518	11,133	53,812,716
25	75	59,610,000	10,000	20,973,693	10,000	31,435,800	10,000	48,587,778	12,502	77,005,147
30	80	71,532,000	10,000	19,775,352	10,000	33,376,100	10,000	58,457,339	14,250	105,387,181
40	90	95,376,000	10,000	7,889,681	10,000	26,041,300	10,000	70,510,814	20,236	179,881,490
50	100	119,220,000	10,000	0	10,000	0	10,000	0	30,814	208,141,914

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。保険金額は万円未満を切り捨てて表示しています。

5. 特別勘定について

特別勘定名	運用方針	主な投資対象とする投資信託	運用会社
日本株式型 (UL1)	主に日本株式に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。	国内株式インデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	ブラックロック・ジャパン株式会社
米国株式型 (UL1)	主に米国株式に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。原則、対円で為替ヘッジを行いません。	北米エンハスト・インデックス・サステナブル株式ファンド VA (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
欧州株式型 (UL1)	主に欧州株式に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。原則、対円で為替ヘッジを行いません。	ユーロ主要 50 銘柄 ESG 株式ファンド VA (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
日本債券型 (UL1)	主に円建て公社債等に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。	日本債券ファンド VA2 (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
外国債券型 (UL1)	主に投資適格級の世界の主要先進国債券に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。原則、対円で為替ヘッジを行いません。	外国債券インデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	ブラックロック・ジャパン株式会社
マネー型 (UL1) *	主に円建て短期公社債や円建て短期金融商品に投資し、特別勘定資産の安定的な収益の確保を目指します。	特に定めません。 (本特別勘定は主な投資対象とする投資信託は定めません。)	エヌエヌ生命保険株式会社

* マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけます。諸費用の控除などにより積立金が減少することがありますので、ご注意ください。

6. 投資リスクについて

●この保険は、保険金額、積立金額などが特別勘定の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。

●特別勘定資産の運用には、投資リスクがあります。投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリー・リスク、資産配分リスクなどがあります。

そのため、株価や債券価格、為替などの変動により、積立金額、解約返戻金額などが払込保険料の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります（積立金、解約返戻金に最低保証はありません）。

●これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属し、特別勘定資産の運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、エヌエヌ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

●ご契約者が積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクなどが異なることがありますのでご注意ください。

7. ご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は以下のとおりとなります。なお、これらの費用は将来変更される場合があります。

(1) 保険契約関係費用

項目	控除する時期および費用など
① 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入れの際、保険料から控除します。
② 保険料払込免除に関する費用	特別勘定に繰入れの際、保険料に対して 0.20%を保険料から控除します。
③ 基本保険金額を最低保証するための費用	契約日および月単位の契約応当日に、積立金額から控除します。
④ 死亡保障などに必要な費用（危険保険料）	契約日および月単位の契約応当日に、積立金額から控除します。
⑤ 特別勘定運営費用	毎日その日の終わりに、積立金額に対して年率 0.10%を積立

	金額から控除します。
--	------------

※保険契約関係費用（上表①・③・④）は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

(2) 運用関係費用

特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。

特別勘定名	年率	特別勘定名	年率
日本株式型（UL1）	0.0605%	日本債券型（UL1）	0.154%
米国株式型（UL1）	0.323%程度	外国債券型（UL1）	0.0825%
欧州株式型（UL1）	0.2705%程度	マネー型（UL1）	最大 0.22%

※運用関係費用とは、利用する投資信託にかかわる費用で、投資信託ごとに定められています。

※その他ご契約者に負担いただく費用として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費用は、投資対象となる投資信託の変更、運用手法の変更、運用資産額の変動、消費税率の変更などにより将来変更される可能性があります。

※運用関係費用は、利用する投資信託に消費税などがかかる場合、それらを含む総額を表示しています。

※特別勘定は、各種支払などにそなえ、一定の現金、預金などを保有することがあります。

※特別勘定の種類、運用方針、主な投資対象などは将来変更される場合があります。

(3) 解約・基本保険金額を減額される際にご負担いただく費用

項目	控除する時期および費用など
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数が 10 年未満の場合、基本保険金額分（減額の場合は減額分）に対して保険料払込年月数により計算した額を、エヌエヌ生命が解約または減額に必要な書類を受付けた日の翌営業日における積立金額から控除します。

※必要な書類を受付けた日とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

※変動保険金額の減額時は解約控除はかかりません。

※解約控除は、保険料払込年月数（年払・半年払の場合は、特別勘定に繰入れた年月数）、契約年齢、保険期間などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※定額払済保険への変更、自動定額延長定期保険への変更の場合なども、保険料払込年月数が 10 年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金などに解約控除がかかります。

(4) 年金支払特約を付加された場合、年金受取時にご負担いただく費用

項目	控除する時期および費用など
年金管理費	毎年の年金支払日に、お支払いする年金額に対して、1.0%を責任準備金から控除します。